

平成26年6月11日
国土交通省
佐伯河川国道事務所

～道路を守るため～ 「特殊車両指導取締り」を実施しました！

国土交通省佐伯河川国道事務所は、5月の22日に国道10号、29日に国道57号において、警察署と合同で「特殊車両指導取締り」を実施しました。

道路を車両が通行するにあたっては、道路構造物の保全、交通の危険防止のため、車両の大きさや重さの最高限度（一般的制限値※）が車両制限令により定められています。

このため、最高限度を超える車両が道路を通行する場合は、道路法に基づく道路管理者の特殊車両通行許可を取得し、許可条件のもと通行しなければなりません。

佐伯河川国道事務所では、特殊車両が通行許可を取得し、許可条件に基づき通行しているかを取り締まる「特殊車両指導取締り」を年間15回計画しており、今回は2箇所で行いました。

※道路法の車両制限令で定められた大きさや重さ



▲特殊車両指導取締り状況

特殊車両指導取締り結果

- 実施日：平成26年 5月22日・29日
- 実施場所：国道10号 佐伯市弥生、国道57号 竹田市戸上
- 検査台数：8台（うち、違反車両1台）
- 実施機関：佐伯河川国道事務所、佐伯警察署、竹田警察署

問い合わせ先

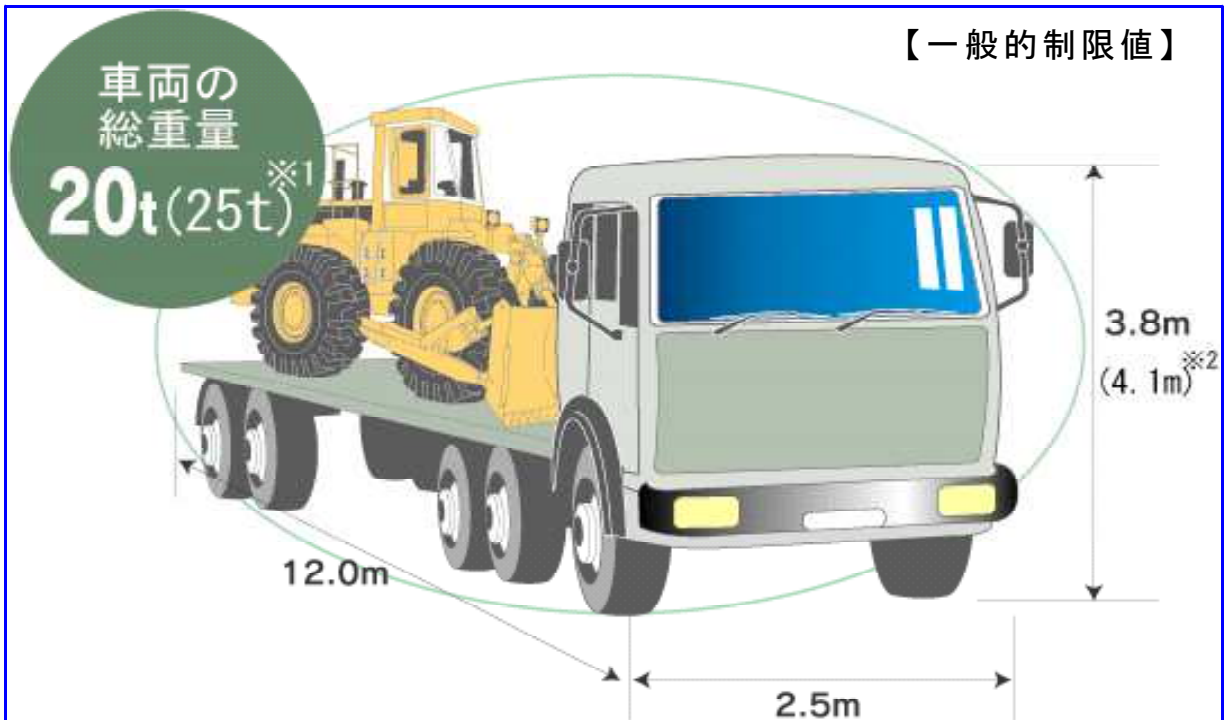
国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所

TEL：0972-22-1880

技術副所長 浅井 博海(あさい ひろみ)

道路管理課長 桜井 敏郎(さくらい としお)

【一般的制限値】



※1: 高速自動車国道又は重さ指定道路のみ走行する場合

※2: 高さ指定道路のみ走行する場合